



消費者弁護士の肖像

山崎省吾

第7回(全9回予定)

やまさき しょうご…昭和28年姫路市生まれ。昭和59年弁護士登録。昭和60年「豊田商事事件」で豊田商事国家賠償訴訟常任弁護団員として消費者事件に関わる。平成11年「ダンシングモンスター」商法事件で全国弁護団を主導。平成23年から25年まで先物取引被害全国研究会代表幹事。現在、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長。NPO法人ひまわり消費者ネット副理事長など。

消費者被害を見捨てない国へ

「山崎先生、少しは仕事してくださいよ」。事務員からそう言われるほど、山崎は地元姫路を留守にしていた。本業を放り出して、どこへ行っていたのか? 「消費者庁徳島移転」阻止のために上京を繰り返していたのである——。平成28年6月1日、山崎は日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会副委員長に着任した。任期は2年間、担当部会は消費者行政部会の部会長である。そこでの喫緊の課題が「消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転阻止問題」だった。

平成27年3月、安倍政権の重点施策の一つ「まち・ひと・しごと創生本部」が動きだす。都道府県などの提案を受け、政府関係機関の地方移転が検討され始めた。とは言うものの、ほとんどの省庁移転は見送られ、残ったのが文化庁の京都移転と消費者庁の徳島移転だった。

山崎は、消費者庁の使命を①消費者関連法を所管すること②消費者被害の発生または拡大の防止を図るために他省庁に対する司令塔機能を発揮すること③毒入り餃子事件などの緊急事態において情報を一元管理して速やかな対応を図ること——であるとしたうえで、こう話す。

「政府は、徳島県から提案を受けたとはいえ、わずか5年前に発足したばかりの消費者庁・消費者委員会を徳島県に移転させようとしたわけです。移転すれば司令塔機能も低下し、緊急時の危機管理体制もとれません。また、消費者関連法案の立法作業

にも困難が生じます。徳島県からだ、問題企業の規制も難しい、これら問題企業の多くが東京周辺にいるのです。このように、徳島移転は消費者庁の行政機能を明らかに低下させることになり、日弁連のかつての提唱にも反する結果になります」

「徳島移転は消費者行政の後退を招く、よって阻止せねばならない」。日弁連による移転反対の意見書の提出と会長声明に加え、2度の院内集会とシンポジウムの開催。反対運動を呼びかけた結果、38の単位弁護士会と三つの弁連が反対を表明し、さらに62の消費者団体が反対意見の表明に加わった。山崎ら反対派は、昨年7月の徳島での試行前後に消費者庁長官との面談を繰り返し、政党へのロビー活動も積極的に展開した。これら一連の動きが効果を上げ、消費者庁の全面移転はなくなった。

とはいえ、政府は3年後に再度、移転の可否を判断するとしている。現時点では、徳島県で消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」(平成29年7月設置)と、国民生活センターの研修事業が一部実施されている。

「大きな視点から言えば『消費者被害を見捨てない国』、そんな日本でなければならないと思っています。消費者被害は個別救済だけでは足りません。根絶するために必要なのは国の法律です。だから、日弁連へも足しげく通い、そこを代表して政治的ロビー活動を積極的に行ってきたわけです。今回の徳島移転問題も、消費者行政推進交付金制度の存続・拡充への取り組みも、私にとって根っこは同じなんです。消費者行政への思いを語る山崎の胸中には、「兵庫モデル構想」が秘められていた。

(写真・文 原田修身)